

淡路島内における自転車通勤に関する運行内規

< 目的 >

地方創生および働く人々の「真に豊かな生き方・働き方」の実現と、グループ全体の BCP（事業継続計画）対策の一環としてパソナグループが推進する淡路島への本部機能分散推進に伴い、鉄道等が通っておらず公共交通機関が極めて不便な淡路島内に居住し、島内のオフィスに勤務する社員の通勤上の利便性向上のため、淡路島内における自転車通勤を認めることとし、その取扱いについて定める。

1. 自転車の定義

本内規で定める自転車とは、道路交通法で規定された軽車両における普通自転車、いわゆるシティサイクル・電動アシスト自転車・ロードバイク・クロスバイク等を指し、原動機付自転車や自動二輪等を含めない（通勤利用は認めない）。

2. 自転車通勤承認の条件

勤務時間が不規則ないし距離的な理由で公共交通機関やパソナ通勤バスの利用が不便である、もしくはその他これに準ずる事情がある社員に対して、本内規に定める条件を満たす場合に自転車通勤を承認する。

3. 通勤経路および勤務先

自転車通勤に係る所要時間は原則片道 30 分を上限の目安とし、現状の淡路島内の道路整備の状況等を鑑み、淡路島内・東海岸の海側に位置するオフィスに勤務する社員のみ対象とする。なお、下記条件のいずれかに当てはまる場合は自転車通勤を認めない。

- (1) 路側帯や自転車通行専用帯が整備されていない経路を経由する場合
- (2) 島内の山越え経路を経由する場合

- (3) 西海岸の店舗、施設、オフィスを勤務先とする場合
- (4) その他、経路等が危険であると判断された場合

4. 駐輪場

勤務先に自転車を駐輪する際は、グループアドミ部によって整備された駐輪場もしくはパソナグループ入居先のテナントにて駐輪を許可された駐輪場を利用することとし、これらに当たらないエリアへの駐輪を禁ずる。

5. 保険の加入および防犯登録の義務

自転車通勤を希望する社員は兵庫県が定める「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第13条（自転車損害賠償保険等の加入）」に則り、自転車損害賠償保険等（その自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補することができる保険又は共済をいう）に加入しなければならない。賠償額は保険金額1億円とする。

また、通勤利用する自転車に対して、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第12条」によって規定される防犯登録も必須とする。

6. 承認申請の手続き

自転車通勤を希望する社員は、以下の書類を会社に提出して承認を受けるものとし、承認を受けた後でなければ自転車通勤を開始してはならない。

- (1) 自転車通勤許可申請書
- (2) 自転車損害賠償保険等の加入証明書類（保険証券等）
- (3) 誓約書

自転車通勤許可申請書の記載事項に変更が生じた時、または自転車通勤をやめる時は速やかに届け出なければならない。

7. 事故時の対応と責任

自転車通勤を承認された社員（以下、「自転車通勤者」とする）が運転中、通勤途上で交通事故を起こした場合は、被害者の救護を行うとともに直ちに「パソナグループ淡路事故ダイヤル」と併せ所属長へ一報をいれなければならない。また通勤途上の交通事故については、

対人事故・対物事故ともに、一切の責任は原則として本人が負い、会社は責任を負わないものとする。なお、前述の事故が自転車通勤者の本人被害となる通勤災害に当たる場合は、本人の申請により、通勤災害に係る所轄官庁に対する手続きを、会社が代行することがある。

8. 遵守事項

自転車通勤者は次の事項を遵守する。

- (1) 道路交通法および県や市町村の定める条例等、自転車に関する交通法規を遵守する。
- (2) 出勤時間に余裕を持ち、交通渋滞や車両事故遭遇による遅刻をしないよう注意する。
- (3) 飲酒した時ないし酒気帯び状態にある時、体調が悪い時、過労・疾病・睡眠不足等のため心身が疲弊している時、また車両が整備不足の時、天災地変など安全運転に困難が予想される時などは自転車通勤を行わない。
- (4) 通勤に利用する自転車は常に整備メンテナンスを万全に実施の上、安全運転に徹する。
- (5) 自転車通勤者は自転車を業務上の用途に使用してはならない。
- (6) 自転車通勤者は自転車通勤の承認を得た後、任意保険の契約が継続していることを証明する書類を会社の求める時期に遅滞なく提出しなければならない。
- (7) 自転車通勤者は、私有自動車による通勤を併用してはならない。

9. 自転車の装備と自転車通勤者の着装

自転車通勤者は、通勤に利用する自転車において道路交通法にて定める制動装置・反射機材等・警音器が適切に備え付けられているか確認しなければならない。また、自転車通勤に際してはヘルメット、反射板などで自身を防御することを推奨する。

10. 許可の取消し

自転車通勤者がこの内規に違反し、自転車通勤者として不適切と認められる場合は、自転車通勤の許可を取り消すことがある。

11. 通勤手当

自転車通勤者に対して通勤交通費は支給しない。

12. 附則

1. 所管及び改廃：この内規は、グループ HR 部が所管し、改廃は規程を所管する部門が改正案を稟申し、担当役付執行役員の決裁を得るものとする。
2. 施行期日：この内規は 2021 年 9 月 1 日から実施する。